

議案第6号

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日

西脇市長 片山象三

(理由)

国民健康保険法施行令の改正に伴う所要の改正並びに国民健康保険税額の改正による受益者負担の適正化及び国民健康保険の安定的な運営を図るため。

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険税条例（平成17年西脇市条例第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正前	改正後
第2条 (課税額) (略)		
第3条	第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超えない場合は、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。	第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超えない場合は、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。
第4条	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.81を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>11,900円</u> とする。	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.01を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>12,600円</u> とする。
第10条	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,700円</u> (2) 特定世帯 <u>3,850円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,775円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.64を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>13,900円</u> とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>6,800円</u> とする。 (国民健康保険税の減額) 第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課す	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,300円</u> (2) 特定世帯 <u>4,150円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,225円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.71を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>14,000円</u> とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>7,100円</u> とする。 (国民健康保険税の減額) 第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課す

国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びビに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (略)

ア・イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,820円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,810円

② 特定世帯 2,905円

③ 特定継続世帯 4,357円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,970円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超える世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア・イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,150円

② 特定世帯 2,075円

③ 特定継続世帯 3,112円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,550円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額

を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (略)

ア・イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,330円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,390円

② 特定世帯 2,695円

③ 特定継続世帯 4,042円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,730円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,760円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超える世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア・イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,950円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,850円

② 特定世帯 1,925円

③ 特定継続世帯 2,887円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,950円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,400円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額

<p>を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を 加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,520円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,660円</p> <p>② 特定世帯 830円</p> <p>③ 特定継続世帯 1,245円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,800円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,420円</p>	<p>を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を 加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,380円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,540円</p> <p>② 特定世帯 770円</p> <p>③ 特定継続世帯 1,155円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,780円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,360円</p>
<p>2 (1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,890円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,150円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,040円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,300円</p>	<p>2 (1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,785円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,975円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,760円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,950円</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西脇市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。